

教育委員会規則の改廃について

文化財保護条例施行規則(昭和51年宮城県教育委員会規則第5号)の一部改正について、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年教育委員会規則第12号)第2条第1項第1号の規定により、令和8年2月3日付けで専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

文化財保護条例施行規則の一部改正の概要

1 改正理由

文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1)当該条例を引用している第43条第1項の規定について、引用条項の移動(条ズレ)を行うもの。
- (2)所要の文言整理を行うもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

宮城県教育委員会規則第3号

文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

文化財保護条例施行規則（昭和51年宮城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の通知及び指定書の交付) 第28条 教育委員会は、条例第32条第1項の規定により指定したときは、当該指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに条例第34条第1項に規定する指定管理団体にその旨を通知するとともに、指定書（様式第19号の2）を交付するものとする。</p> <p>(史跡名勝天然記念物に係る準用) 第33条 第3条（第3項を除く。）から第6条まで、第10条、第12条、第13条及び第16条の2の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第3条、第4条及び第5条中「指定有形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、第3条第1項中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第33条第1項」と、同条第2項中「条例第4条第3項」とあるのは「条例第33条第3項」と、第12条及び第13条中「修理」とあるのは「修復」と、第16条の2中「認定書」とあるのは「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、同条の2第1項第2号中「条例第16条第1項」とあるのは「条例第32条第1項」と、同条の2第1項第3号中「保持者又は保持団体名」とあるのは「所有者、<u>権原</u>に基づく占有者又は管理団体名」と読み替えるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲) 第43条 <u>条例第52条</u>の規定に基づき市町村が受理する申請等のうち教育委員会規則に基づく申請等は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略]</p>	<p>(指定の通知及び指定書の交付) 第28条 教育委員会は、条例第32条第1項の規定により指定したときは、当該指定史跡名勝天然記念物の所有者及び<u>権限</u>に基づく占有者並びに条例第34条第1項に規定する指定管理団体にその旨を通知するとともに、指定書（様式第19号の2）を交付するものとする。</p> <p>(史跡名勝天然記念物に係る準用) 第33条 第3条（第3項を除く。）から第6条まで、第10条、第12条、第13条及び第16条の2の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第3条、第4条及び第5条中「指定有形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、第3条第1項中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第33条第1項」と、同条第2項中「条例第4条第3項」とあるのは「条例第33条第3項」と、第12条及び第13条中「修理」とあるのは「修復」と、第16条の2中「認定書」とあるのは「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、同条の2第1項第2号中「条例第16条第1項」とあるのは「条例第32条第1項」と、同条の2第1項第3号中「保持者又は保持団体名」とあるのは「所有者、<u>権限</u>に基づく占有者又は管理団体名」と読み替えるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲) 第43条 <u>条例第51条</u>の規定に基づき市町村が受理する申請等のうち教育委員会規則に基づく申請等は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略]</p>

様式第19号の2 (第24条の2、第28条、第35条関係)

様式第19号の2(第24条の2、第28条、第35条関係)

記号 番号	指定(選 定)書	指定(選 定)名称	右を宮城県 指定無形民俗文化財 指定史跡名勝天然記念物 選定文化的景観	指定(選 定)する	年 月 日
		保護団体名 (所有者、権原に基づく占有者、管理団体名、 出市町村名)			宮城県教育委員会

(注) 用紙には県章をすき入れする。大きさは、縦29.5cm、横41cmとする。

様式第19号の2 (第24条の2、第28条、第35条関係)

様式第19号の2(第24条の2、第28条、第35条関係)

記号 番号	指定(選 定)書	指定(選 定)名称	右を宮城県 指定無形民俗文化財 指定史跡名勝天然記念物 選定文化的景観	指定(選 定)する	年 月 日
		保護団体名 (所有者、権限に基づく占有者、管理団体名、 出市町村名)			宮城県教育委員会

(注) 用紙には県章をすき入れする。大きさは、縦29.5cm、横41cmとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。